### 令和2年度第1回狭山市国民保護協議会 会議録

- **1 開催日** 令和3年2月12日(金)
- 2 開催場所 書面開催
- 3 表決書提出者 津曲委員、坂田委員、武澤委員、塚本委員、吉田委員、向野委員、酒井委員 田中(淳)委員、木村委員、浅見委員、村井委員、神田委員、滝嶋委員 西澤委員、田中(徳)委員、金子委員、伊藤(秀)委員、増田委員 杉田委員、伊藤(隆)委員、福元委員、村上委員、遠藤委員 原委員、髙橋委員、大谷委員、清水委員、宮岡委員、宅間委員、塩野谷委員 山田委員、橋本委員
- 4 不提出者 なし
- 5 会議の概要 議事について、書面議決した。内容は以下のとおり。
- (1)議 事 国民保護に関する狭山市計画の変更について
- (2) 結果 承認(承認 33名、不承認 0名)
- 6 意見等·対応
  - 第1編 総則

## 第4章 国民保護の実施体制

- (委員)第1節「(2)市が実施する主な措置」中、②「避難住民」と③「避難住民等」の表現(対象)を変えている意図は。
- (事務局)②は、避難所へ避難する住民もしくは避難しようとしている住民を念頭に置いており、③は、逃げ遅れ避難行動に至っていない住民や住民以外も広く含むものと考える。

## 第2編 平時における準備

## 第3章 警報の住民への周知

(委員)第4章と統合しても良いと考える。第4章「第3節 避難指示の周知」と第3章の 内容が重複(同一の表現)しており、第3章を削除し、第4章のタイトルを例えば「避 難モデルの作成及び住民への避難指示の周知」と改め、以下、章を繰り上げたとして も、影響はないと思われるため。

(事務局) 第3章を削除し、第4章の標題を改め、以下、章を繰り上げる。

### 第4章 避難の指示

- (委員)第5節【避難施設の指定要件】(1)及び(2)の一部用語を削除しても良いと考える。削除しても良いと考える用語は、(1)地下街及び(2)地下街、地下駅舎等の地下施設。現時点で地下街等の施設が思い当たらないため。
- (事務局)地下施設については、県が市庁舎地下階を指定することも想定されることから、(1) 地下街及び(2)「地下街、地下駅舎等」を削除し、(2)地下施設は残す。
- (委員)「第6節 避難交通手段の決定」とあるが、第6節の内容は「決定」というよりも「確保」という表現にしたほうが、しっくりするような気がする。

(事務局) 標題を「避難交通手段の確保」に改める。

(委員)第10節では「被災者」という表現があるが、他の節(例えば第8節や第11節)では「避難住民」としているため、同じ章では表現を統一したほうが良い。

(事務局)避難住民に限らず、被災した住民等を広く捉えるため被災者としている。

## 第6章 緊急物資運送計画の策定

- (委員)第1節に運送路の決定基準とあるが、まずは「運送車両をどのように確保するのか」 について言及したほうが、「第3節 応援物資の発送体制の整備」にもつながる計画に なるように思う。運送車両の確保は国や県で行うのであれば、その旨明記しても良い と考える。
- (事務局) 県計画に倣い、第1節に「運送車両の確保」を追加し、県及び指定地方公共機関の 役割を明記する。
- (委員)第2節1「(2)主要な国道の隣接地」とあるが、あまりにも抽象的すぎると思うので、具体的に表現してほしい。
- (事務局) 具体的には国道沿いの側道や道の駅等が想定されるが、状況に応じて県との協議の もと選定するため、抽象的な表現にしている。

## 第7章 医療体制の整備

(委員)第1節「2 医療救護班の編成等」というタイトルは、2つの内容の1つ目をメインとし、2つ目を「等」としたと理解するが、例えば「2 医療救護体制の整備」としても良いと考える。

(事務局) ご意見のとおり標題を改める。

#### 第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

(委員)第2節「国道16号線」とあるが、他の計画でも都市計画道路名を使用していないことから、「国道16号」に統一したほうが良いと考える。

(事務局) ご意見のとおり「国道16号」と改める。

#### 第9章 動物保護対策の備え

(委員)1及び2の「措置」の記述を削除した経緯は。

(事務局) 従来から県計画には記載がなかったため、整合を図るため削除した。

#### 第10章 文化財保護対策の準備

(委員)1の「管内」とあるが、「市内」でよいのではないか。

(事務局) ご意見のとおり「市内」と改める。

# 第12章 訓練の実施等

(委員)「第1節 市の訓練」には、「第2節 民間における訓練等」に示される検証と見直 しが明記されていないため、訓練を総括する意味でも追記いたほうが良いと考える。 (事務局) 訓練の検証と必要な見直しを行うよう努める旨を追記する。

## 第3編 武力攻擊事態等対処

# 第1章 実施体制の確保

(委員)第1節「2 市対策本部の設置と職員の配備」として、参集場所を「(1)市庁舎」とあるが、同章第2節「2 本部会議の開催場所」には、市庁舎が被災した場合等を想定し、狭山消防署4階防災対策室とあるため、対策本部員の参集も消防署になるのであれば、混乱を招かないよう、注記したほうが良いと思う。

(事務局)「(1) 市庁舎」に、「市庁舎が被災し、または被災するおそれがある場合には、狭山 消防署とする。」の一文を追記する。

#### 第3章 住民の避難措置

(委員)第1節「2 市の他の執行機関、消防機関への通知」に、上下水道部が含まれていないが支障はないか。

(事務局) 上下水道部を追加する。

- (委員)第3節「1(1)県からの指示の受入方法」で、「関係市町村長に行い、・・・促すこととする。」とあるが、例えば「関係市町村長に行うことから、市長は、避難誘導体制の早期立ち上げに取り組む」とするなり、市長の役割を具体的にしたほうが、次の①や②につながりが良いと思う。
- (事務局) 該当箇所について、「県知事は、避難措置の指示を国から受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行うことから、市長は、避難誘導体制の早期確立に取り組む。」と改める。
- (委員)第3節(1)①及び②の説明は、県知事が指示するような表現にとれることから、 ①については「市長は県からの・・・場合、直ちに県から示された内容を住民に指示する。」、また、②については「市長は、第1段階・・・決定し、住民に指示する。」などの表現に改めるほうが良いと思う。
- (事務局) 該当箇所について、①を「市長は、県からの避難措置の指示が行われた場合、直ちに県から示された内容を、住民に指示する。」、②を「市長は、第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、住民に指示する。」とそれぞれ改める。

#### 第5章 武力攻撃災害への対処措置

- (委員)第2節「4 武力攻撃原子力災害への対処措置」の説明で、国道16号線や首都圏中央連絡道とあるのは、順序及び圏央道の表現を第2編第8章第2節と統一したほうが良いと思う。
- (事務局) 該当箇所について、「首都圏中央連絡自動車道」及び「国道 16 号」と順序、表現を 改める。